

東紀州環境施設組合議会の保有する個人情報の保護等に関する規則

令和3年4月28日

議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合個人情報保護条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第8号）第41条の規定に基づき、議会の保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護等)

第2条 議会の保有する個人情報の保護等については、東紀州環境施設組合個人情報保護条例に定めるもののほか、東紀州環境施設組合個人情報保護条例施行規則（令和3年東紀州環境施設組合規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月28日から施行する。